

京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(出願手続)</p> <p>第3条 前条の規定による授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を、所定の期日までに、学部開設する外国語コースを履修する外国人留学生（以下「学部留学生」という。）の場合にあつては当該学部の長を、大学院開設する外国語コースを履修する外国人留学生（以下「大学院留学生」という。）の場合にあつては当該研究科の長を経て、総長に願い出なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 授業料の免除の出願期日は、各期の<u>初め</u>に告知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(出願手続)</p> <p>第3条</p> <p>(1)・(2)</p> <p>2 授業料の免除の出願期日は、各期が<u>始まるまで</u>に告知する。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p>